

## 五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月27日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
佐 藤 渉

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

都市整備課

### 3. 監査の期間

令和元年10月31日～令和元年11月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>前回の定期監査（平成28年11月）において、市営住宅で高額所得者として認定されている入居者に対して、五泉市営住宅条例に基づく適正・公正な対応に努められたい旨指摘したところであるが、現在も退去はなされていない。</p> <p>入居条件を具備していない者が、長期間に亘り入居している状況が続いており、「住宅に困窮する低額所得者のため」という、市営住宅の本来の設置目的から逸脱している。</p> <p>当該高額所得者に対して早急に明渡請求を行うなど、同条例に基づく適正・公正な事務執行を求めるものである。</p>	<p>当該者に対し退去を求めた結果、このたび明渡届の提出を受け退去することが決定しました。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう公営住宅の管理を徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>